入札参加資格及び入札条件

１【入札参加資格】

（１）　鳥取県内に本社、支社又は営業所等（以下、「支社等」という。）を置く者

　　　　（本社所在地が県外である者については、入札に関する権限を委任された者が県内の支社等に常駐している場合に限る。）

（２）　①鳥取県競争入札参加資格名簿に登録のある者

　　　　②官公庁等から①に準ずる資格を発行されている者

（３）　①この契約の公開日から入札日（再度提出を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

　　　　②官公庁等から①に類する措置を受けていない者であること。

（２）については①、②のいずれか、（３）については①及び②のいずれの条件も満たす者を、入札参加資格者とする。

２【事前提出物の提出について】

次の書類を平成3１年３月２０日（水）正午までに３の（２）の場所に、郵送又は持参により各１部提出すること。

（１）入札参加資格確認書（様式第１号）

（２）１の（１）及び（２）を証するもの

３【入札等】

（１）入札日時

日時　平成３１年３月２６日（火）１３時３０分　即時開札

　　場所　鳥取県厚生事業団事務局　鳥取市伏野２２５９番地４３

（２）入札及び契約の手続に関する問合せ先

　　鳥取市伏野２２５９番地４３

　　社会福祉法人鳥取県厚生事業団　事務局（担当：中原）

　　電話　０８５７－５９－６０３３

４【入札条件】

（１）　入札書には、消費税及び地方消費税を含めない金額を記載すること。よって、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、指定した数量に見積もった単価を乗じた額を入札書に記載し消費税は加算しないものとする。

（２）　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（３）　再度入札は、初回を含めて３回までとする。ただし、２回目入札において入札者が１者のみであった場合は、２回までとする場合がある。

（４）　再度入札を行う場合において、前回の最低入札額以上の入札額を記載した者は失格とする。

５【無効条件】

（１）　入札参加資格のない者の入札

（２）　２の書類を提出していない者の入札

（３）　入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、委任状（様式第２号）を提出していない入札。

　　　　なお、委任状の提出は入札当日とする。

（４）　記名押印のない入札

（５）　同等品と認めない銘柄・規格での見積

（６）　入札に際し不正の行為があった者の入札

（７）　その他入札条件に違反した入札

（８）　有効な仕様（入札）内訳書が添付されていない入札

ア　仕様（入札）内訳書の「銘柄・規格」欄に入札を希望する品の銘柄・規格を正確に記載していない入札

※仕様書に参考品が記載されている場合や参考品以外で入札を行う場合も同様。

イ　仕様（入札）内訳書の「合計金額」と入札書の額が一致していない見積

ウ　仕様（入札）内訳書の「単価」欄（「設置料等」欄の「単価」欄を除く。）が空欄となっている見積

エ　搬入、設置、取付料が有料の場合、仕様（入札）内訳書の「設置料等」欄の「単価」欄に金額を入力し、これを含めた「合計金額」と入札書の額が一致していない見積

６【その他の注意事項】

（１）　入札書の宛先は、「鳥取県厚生事業団理事長　 山本光範」とすること。

（２）　郵便又は信書便による入札は認めない。

（３）　入札書の提出後、仕様書等の内容の不明確を理由として異議を申し立てることはできない。

（４）　入札終了後、落札者が免税業者の場合は、免税業者である旨を記載した届出書を提出すること。

（５）　入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入したときはこれに押印しなければならない。ただし、金額は、これを改めることはできない。

７【落札者の決定方法】

　この業務を委託することができると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

８【保証金の納付】

（１）　入札保証金　免除

（２）　契約保証金

請負代金が１００万円以上の業務については、契約の締結と同時に請負代金の額の１０分の１以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。（ただし、過去５年間に地方公共団体等又は当法人において、同程度の契約実績が複数回あり、債務不履行の恐れがないと認められる場合は、この限りではない。）

一　契約の保証金の納付

二　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三　金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四　履行保証保険契約の締結

（様式第１号）

入札参加資格確認書

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

理　事　長　　山本　光範　　様

案件名称：紙おむつ等の購入に係る競争入札

１　当社は、平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（もしくはこれに準ずる資格）を有するとともに、その業種区分【物品の販売（医療・理化学機器類もしくは薬品類）】に登録されている者であります。

２　当社は、この入札に係る公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていません。

また、この調達の開札日（再度入札（見積り）を含む。）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。

同様に他の官公庁からもこれに類する措置を受けていません。

３　当社は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有しています。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

平成　　　年　　　月　　　日

住　　　　所

商号又は名称

役職及び氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（作成責任者）

所属・職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メールアドレス

（別紙様式２）

平成　　年　　月　　日

**委　任　状**

　社会福祉法人鳥取県厚生事業団

　理　事　長　　山本　光範　様

　　　　　　　　　　　　　　　　委任者

　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 　　 　 ㊞

　私は、下記の者を代理人と定め、社会福祉法人鳥取県厚生事業団との間における「紙おむつ等の購入に係る競争入札」の下記の一切の権限を委任します。

記

委任事項

　１　入札に関する一切の権限

　　　　　　　　受任者

　　　　　　　　　　住所（自宅住所）

　　　　　　　　　　氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 受任者の使用する印鑑  （入札には当該印鑑を持参してください） |  |